

## 1 基本方針（ねらい）

- (1) 部活動を生徒一人一人の個性を發揮する場ととらえ、生徒の能力や特性、趣味の拡大を図る。
- (2) 同じ目的、目標をもつ者同士が集団の中で高め合うことを通して、人間性や社会性を養う。

## 2 適切な運用のための体制

- (1) 活動計画等の作成及び公表
  - ア 部活動顧問は、本方針に則り、年間の活動計画や毎月の活動計画、活動実績を作成し、校長に提出する。
  - イ 校長は、年度当初に各部活動の活動計画を学校のホームページで公表する。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
  - ア 教職員は、校長のリーダーシップの下、部活動指導員等の活用状況を踏まえながら、長時間勤務の解消に向け、業務改善や勤務時間管理等を行い、部活動の円滑な実施に努める。
  - イ 部の新設や廃止等を含めた部活動の管理・運営については、本校の「部活動規定」に基づき、適切に行う。

## 3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、生徒が意欲を持って、主体的に活動することができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、専門的な指導者の助言を参考にするなどして、安全で効果的な指導を行う。
- (3) 部活動顧問は、各中央競技団体や関係団体等が作成する指導手引を活用し、医・科学的な見地に基づいた指導を行う。

## 4 休養日及び活動時間等

- (1) 休養日
  - ア 学期中は、平日毎週1日、週末は土曜日又は日曜日のどちらか1日。種目の特性等で前記の基準によりがたく、週末に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、休養日を他の日に振り返ることができる。
  - イ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。ただし、公式戦への参加等特別な場合を除き学校閉庁日には部活動を行わない。また、ある程度まとまった休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (2) 活動時間
 

平日は2時間程度、学期中の週末及び長期休業中は3時間程度とする。ただし、種目の特性等で前記の基準によりがたい場合は、年間の活動時間が週平均16時間未満となるように活動することができる。なお、学校単位で参加する大会等の活動時間は除くものとする。

### (3) 完全下校時間

4月	18:50	7月	18:50	10月	18:50	1月	18:50
5月	18:50	8月 (授業日)	18:50	11月	18:50	2月	18:50
6月	18:50	9月	18:50	12月	18:50	3月	18:50

- (4) その他（朝練習や定期考査期間中の活動等）
  - ア 朝練習は、原則行わないこととする。ただし、特段の事情があり、部活動顧問から申し出があった場合は、事前に保護者の了解を得て、校長が期間を定めて、これを許可できるものとする。
  - イ 定期考査週間中・考査中の活動は、原則、行わないこととする。ただし、大会等に出場する場合に限り、事前に保護者の了解を得て、校長が期間を定めて、これを許可できるものとする。
  - ウ 高温注意情報が発せられるなど熱中症がより発生しやすい場合等、天候状況を考慮して、部活動の中止、延期及び時間短縮等を行うものとする。

## 5 学校単位で参加する大会等

部活動が参加する大会等は、以下のとおりとする。

- ① 高等学校体育連盟や高等学校文化連盟が主催若しくは共催する大会等
- ② 校長が、本方針を踏まえ、精査・承認した大会等